

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社及び当社グループは、コーポレートステートメント「未来を育てる人がいる」に基づき、当社及び当社グループが株主を含むステークホルダーの皆様と共に未来に向かって成長し、中長期的な企業価値の向上を実現していくため、コーポレートガバナンスの充実に継続的に取り組みます。

当社及び当社グループは、経営理念「顧客からの信頼を第一義に考え、高品質・高付加価値なもののづくりに徹し、社会の期待に応え、ともに発展する」に基づき、株主を含むステークホルダーの皆様との関係を尊重するとともに、取締役、監査役、執行役員（経営陣）及び従業員各々がその役割・責務を十分に果たすことが出来る仕組みを構築することがコーポレートガバナンスの要諦であると考え、次の基本的な考えに沿って、コーポレートガバナンスの充実に取り組みます。

- (1) 株主を含むステークホルダーの皆様との関係
 - ・ 株主の皆様の権利を尊重し、平等性を確保する。
 - ・ 株主を含む全てのステークホルダーの皆様と良好な関係を構築する。
 - ・ 内部通報制度、情報開示制度を充実させ透明性を確保する。
- (2) コーポレートガバナンスの体制
 - ・ 当社は監査役会設置会社とする。
 - ・ 取締役会、監査役会の役割・責務を明確にする。
 - ・ 取締役、監査役の役割・責務を明確にし、各々が活躍できるよう環境を整備する。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【 補充原則3 - 2 - 1 】

1. 外部会計監査人候補を適切に選定し外部会計監査人を適切に評価するための基準の策定

外部会計監査人の監査実施状況や監査報告等を通じて職務の実施状況を把握し、監査品質および報酬水準の妥当性を評価し、監査役会において選任決議をしていますが、外部会計監査人候補の選定および評価に関する明確な基準は策定しておりません。今後、必要に応じ、監査役会において協議・決定する予定です。

【 補充原則4 - 2 - 1 】

当社経営陣の報酬等は、取締役会で一任を受けた代表取締役社長が、各人の役割と責務に相応しい水準となるよう、業績および企業価値の向上に対する動機づけや、優秀な人材の確保に配慮した上で決定しています。

また、当社は、現在の現金による報酬が健全な動機づけに資するものと考えており、自社株を用いた報酬制度は導入していませんが、今後、中長期的な業績と連動する報酬の設定についても必要に応じて検討いたします。

【 補充原則4 - 10 - 1 】

当社は、経営陣幹部・取締役の指名・報酬などを検討するための任意の諮問委員会は設置していませんが、当社の取締役会は取締役5名、監査役4名の計9名で構成されており、うち独立社外取締役2名、社外監査役3名と社外役員が過半数を占めていることから、独立性、客観性は十分担保されていると考えます。また、経営陣幹部・取締役の指名・報酬の決定にあたっては、取締役会の決議に先立ち、独立社外取締役および社外監査役に事前に詳細な説明を行い、客観的な立場から適切な助言を得ています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【 原則1 - 4 】

当社は、顧客・金融機関等の関係企業との取引関係維持、資金調達の安定化および営業活動の円滑な推進等、事業活動上の必要性を勘案し、他社の上場株式を保有していますが、その保有意義や経済合理性が薄れたと判断される状況に至った場合には、具体的な縮減方法について検討を実施し、縮減を図ります。

保有の継続を判断する検証方法としては、年に一回、取締役会において、保有株式の保有意義、経済合理性について現況を確認するため、各取締役の意見を聴取し、見直し作業を実施しています。具体的には2020年2月開催の取締役会において、銘柄ごとの受注実績、保有目的、評価額、業績等を検証し、保有の継続が適当であると判断しております。

また当社は、当社コーポレートガバナンス憲章に定める議決権行使の基準に則り、当社の保有方針に適合するか、発行会社の中長期的な企業価値の向上に資するものかなどを総合的に勘案した上で議決権の行使内容を決定しております。株主価値を毀損するような議案や法令違反、不祥事等により企業経営に重大な懸念が生じている場合には、肯定的な判断を行いません。

なお、コーポレートガバナンス憲章は当社ホームページに掲載しています。

(当社ホームページ「コーポレートガバナンス憲章」 <http://www.kitano.co.jp/ir/docs/governance.pdf>)

【 原則1 - 7 】

当社は、役員および役員が実質的に支配する法人との競業取引および利益相反取引については、該当する役員を利害関係人として決議から除いた上で、取締役会での審議・決議を要することとしています。また、その他の関連当事者取引のうち、通例的でない取引については、取締役会

の承認を要するものとしています。更に関連当事者取引については、事業年度の最初に開催される取締役会において、あらかじめ当該事業年度における極度額を設定し、その範囲内で取引を行うことを徹底し、その取引結果について遅滞なく取締役会で報告、確認を行っています。

【原則2 - 6】

当社は、年金資産の運用を複数の運用受託機関へ委託し、個別の投資先選定や議決権行使を各運用機関へ一任することで、企業年金の受益者と会社との間で利益相反が生じないようにしています。

また、当社では、年金資産の安全・効率的な運用、管理を目的とした「年金資産の運用に関する基本方針」および「年金資産の運用ガイドライン」を作成し、運用機関に対して当該規定を遵守させるとともに、定期的に運用状況に関する報告を受けることにより、運用受託機関のモニタリングを行っています。

当社の年金資産の運用担当者は、年金資産運用の主幹事金融機関が実施する研修や各種セミナーへの参加を通じて、当該原則で期待される機能を発揮できるよう、専門的な知識の習得を図っています。

また、当社では年金制度の一部に確定拠出年金を導入しており、従業員に対して定期的に運用制度の説明や教育機会の提供等を行っています。

【原則3 - 1】

1. 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社の経営理念については、当社ホームページおよび会社案内等で公開しています。

経営戦略、経営計画については、決算報告書類(決算短信、有価証券報告書等)に記載しており、当社ホームページ、TDnetおよび金融庁EDINETより閲覧することができます。

2. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社では、コーポレートガバナンスに関する基本方針として「コーポレートガバナンス憲章」を策定し、当社ホームページにて開示しています。

3. 経営陣幹部・取締役の報酬決定

当社の経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続については、コーポレートガバナンス憲章に明記し当社ホームページにて開示するとともに、有価証券報告書においても記載しています。

4. 経営陣幹部の選解任、取締役・監査役候補の指名

当社は、経営陣幹部ならびに取締役・監査役候補の選任・指名を行うに当たっての方針と手続については、当社コーポレートガバナンス憲章に明記し、当社HPにて開示しています。

また、経営陣幹部の職務執行に不正または重大な法令もしくは定款違反等があった場合や会社業績等の評価を踏まえ、求められる役割を発揮できていないと判断した場合には、取締役会において該当者の解任を決議いたします。

5. 個々の選解任・指名についての説明

当社では取締役会の決議を経て取締役・監査役候補を株主総会へ提案する場合には、個々の略歴と選任・指名の理由を招集通知で開示しております。

【補充原則4 - 1 - 1】

当社の取締役会は、職務執行および業務執行を監督する機関として法令、定款および取締役会規程に基づき、経営に係る重要事項について意思決定しています。

取締役会は、取締役会にて判断・決定すべき事項以外の通常の業務執行については、執行役員会規程により執行役員会に適切に委任し、職務執行の状況を監督しています。

【原則4 - 9】

当社では社外取締役の独立性判断基準を定め、当社ホームページにおいて開示しています。また、取締役会は、取締役会における積極的な発言や助言により会社の発展へ貢献できる人物を独立社外取締役候補として選定しています。

【補充原則4 - 11 - 1】

当社の取締役会は、建設業における経験(施工・営業)、財務に関する知識・経験、経営に関する知識・経験等を有し、その能力を存分に発揮できる人材によって構成します。また、他業界での経験を持つ人材も選任することで多様性を保ち、多角的な視点に立った経営を行っています。

取締役会の構成人数については、事業規模、経営状況に応じて定款の定め(25名以内)の範囲内で適切に判断しています。

【補充原則4 - 11 - 2】

社外取締役・社外監査役5名のうち1名が当社以外の上場会社の取締役を兼任していますが、その兼任数は当社のほか3社であり、当社の役割、責務を果たすために必要となる時間、労力を十分確保しています。

また、上場会社、非上場会社を問わず、当社の取締役・監査役が他社の役員を兼務することになった場合は、事前に取締役会へ報告することとしており、兼任状況は招集通知、事業報告書等において毎年開示しています。

【補充原則4 - 11 - 3】

当社は、取締役会において年に一回、取締役会全体の実効性について分析、評価を行っています。当該結果の概要につきましては、本コーポレート・ガバナンス報告書「その他 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項」に記載し開示しています。

【補充原則4 - 14 - 2】

当社は、コーポレートガバナンス憲章にて、取締役・監査役のトレーニング方針を定め、開示しています。

【原則5 - 1】

当社は、財務情報およびコーポレートガバナンスに関する情報を積極的に開示するとともに、外部からの問合せに対しても適宜対応し、個別面談以外の方法によっても株主との対話が実現できるよう環境整備に取り組んでいます。

また、IR関係部署による定例会議において必要な情報共有を行いながら、特に財務情報の開示状況や機密情報の有無について確認し、インサイダー情報の漏えい防止に努めています。

更に、経理本部および管理本部が窓口として、株主との対話に関する社内体制の整備および対応方針を検討しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
一般財団法人北野財団	800,000	12.87
北野管財合同会社	483,800	7.78
株式会社テル・コーポレーション	434,000	6.98
共栄火災海上保険株式会社	316,619	5.09
株式会社八十二銀行	294,915	4.74
株式会社三菱UFJ銀行	294,800	4.74
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	198,100	3.18
株式会社松屋	136,500	2.19
浅井 輝彦	113,200	1.82
東映株式会社	111,700	1.79

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数 更新	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	25 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
宇田 好文	他の会社の出身者											
矢崎 ふみ子	税理士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
宇田 好文	○	独立役員として指定しています。	業種の異なる他企業の経営者としての豊富な経験と卓越した見識を有しているため。社外取締役として中立的、客観的な立場による助言及び意見を得ることを目的としており、一般株主と利益相反の生じるおそれのないことから独立役員に指定しています。
矢崎 ふみ子	○	独立役員として指定しています。	税理士としての税務会計関係の豊富な知識や見識を有しているため。社外取締役として中立的、客観的な立場による助言及び意見を得ることを目的としており、一般株主と利益相反の生じるおそれのないことから独立役員に指定しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

期中、各四半期末において監査役と会計監査人は業務執行の内容につき、適宜、意見交換をしています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
尾和 慶禰	他の会社の出身者								○					
酒井 信喜	他の会社の出身者													
西田 孝	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
尾和 慶禰		尾和氏は税理士であり、当社の顧問税理士事務所である税理士法人尾和税経事務所の社員です。	税理士としての税務会計関係の豊富な経験と見識を有しているため。
酒井 信喜		酒井氏は当社の主要取引銀行である株式会社八十二銀行の出身です。	会社役員としての豊富な経験と卓越した見識を有しているため。
西田 孝		西田氏は当社の主要取引銀行である株式会社三菱UFJ銀行の出身です。	会社役員としての豊富な経験と卓越した見識を有しているため。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

導入の必要性も含め、社内において検討中

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新
--

全取締役の総額を開示

直前事業年度(令和2年3月期)における当社の取締役及び監査役に対する報酬は以下の通りです。

取締役 5名 180.6百万円(うち社外取締役 2名 14.4百万円)
 監査役 5名 44.7百万円(うち社外監査役 4名 14.4百万円)
 合 計 10名 225.3百万円(うち社外役員 6名 28.8百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

経営陣・取締役等の報酬等は、その役割と責務に相応しい水準となるよう、業績及び企業価値向上に対する動機づけや、優秀な人材の確保に配慮した体系としています。経営陣・取締役等の報酬については、月額報酬は知見や過去の実績に基づく役位によって、また賞与は当期の業績およびその寄与度によって、総合的に勘案して算定しています。

最終的な支給金額については、取締役会において報酬支給案を協議の上、取締役会で一任を受けた代表取締役社長が決定しています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役に對しては社長室を通じ、社外監査役及び非常勤監査役に対しては補助する使用人を定め、適宜、内部情報の提供を行っています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は経営上の意思・監督機能と業務執行機能を分離し、各々の機能の活性化を図るため、執行役員制度を導入しています。この制度の下、取締役会が経営に関する意思決定と業務執行の監督に専念することで、迅速かつ戦略的な経営を図っています。

取締役会は、現在5名の取締役(社内取締役3名、社外取締役2名)で構成されており、原則として3ヶ月に1回以上定時取締役会が開催されているほか、必要に応じて臨時取締役会が開催されています。

執行役員会は、現在13名(うち取締役兼務者3名)で構成されており、原則として毎月執行役員会が開催されているほか、必要に応じて臨時執行役員会が開催されています。各執行役員は、取締役会が決定した基本方針に従い業務執行の任にあたっています。

また、当社は監査役制度を導入しており、監査役会は現在4名(社内監査役1名、社外監査役3名)で構成されており、原則として各四半期に1回、必要に応じて随時開催され、監査の方針等の検討、各監査役からの監査報告、取締役等からの報告事項の通知、その他監査に関する必要事項の協議及び決議を行っています。

取締役の資格及び指名手続について、取締役は建設業における知識・経験、経営に関する知識・経験または財務に関する知識・経験を有すると

ともに、優れた人格、見識及び高い倫理観を有するものでなければならず、新任の候補者はこれらを踏まえ取締役会において十分協議した上で、取締役会にて決定しています。

また、取締役の多様性を保ち、多角的な視点に立った経営を可能にするため、建設業以外における経験を持つ人材についてもこれを選任しています。

監査役の資格及び指名手続について、監査役は財務・会計業務に関する適切な知見を有し、高い専門知識と豊富な経験を有するとともに、優れた人格、見識及び高い倫理観を有しているものでなければならず、新任の候補者は監査役会の同意を得た上で、これらを踏まえ取締役会にて決定しています。

なお、会社法及び金融商品取引法の会計監査については、監査法人A & Aパートナーズと監査契約を締結し、公正な監査を受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の事業規模、特性などを考慮し、株主ならびに各ステークホルダーに対する信頼性を高めることを主眼に置き、経営の健全性を確保しつつ、迅速な意思決定、効率性を図る観点から、現状の体制を採用しています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定の発送期限の前日までに発送しています。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を避けるため、6月最終週の前週又は前々週に開催しています。
その他	招集通知につきましては発送日の前日までに当社ホームページへ掲載しています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信、四半期決算短信等の開示情報を自社ホームページに掲載。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経理本部、管理本部、経営企画室において社業全般に関わる全社的な広報活動及び情報収集を集約しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「北野建設グループ企業行動指針」を制定し、その中においてステークホルダーの立場尊重の姿勢を明確にしています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	社会の持続的な発展に資する活動として以下の事業に取り組んでいます。 1. 文化芸術事業(北野文芸座)及びスポーツ振興事業(スキー部活動、スポーツイベントへの支援・協賛)による地域社会への貢献。() 2. ISO規格取得や再生可能エネルギー発電事業による環境問題への取り組み。 3. グループ企業を含めた多角的経営(ゴルフ場事業、ホテル事業、広告代理店事業、建築物の総合管理事業)による地域社会及び海外でのサービス提供や雇用創出。 地域の文化発信拠点として皆様に親しまれている北野美術館・北野カルチュラルセンターの運営支援に加え、2019年2月、一般財団法人北野財団を設立しました。当財団は、経済的理由で就学が困難となっている向学心の強い学生に対する奨学金の無償給付や、文化団体やスポーツ競技団体への助成等を通じて、地域社会における学術・文化・スポーツ活動の発展等に寄与することを目的としており、当社は当財団への支援を通じて、より一層、地域に根ざした活動を推進していきます。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「北野建設グループ企業行動指針」の中において、広く社会とのコミュニケーションを行い、企業情報を適時・適切に開示する旨を規定しています。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

内部統制システムに関する基本方針

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社及びグループ会社の役職員は法令及び定款を遵守し、健全な社会規範の下にその職務を遂行するため「北野建設グループ企業行動指針」に基づいて行動することを徹底する。また、行動指針に則り、反社会的勢力・団体に対しては毅然とした態度で臨み、反社会的行為は行わない。
取締役及び従業員が法令違反の疑義のある発見をした場合は、内部通報制度規則に基づき速やかに対処する。
なお、内部通報制度に基づく報告をした者に対して、解雇その他の一切の不利益が生じないことを確保する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
文書取扱要綱に従い、取締役の職務の執行に係る情報を保存、管理し、取締役又は監査役から閲覧の要請があった場合には、閲覧できるものとする。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) コンプライアンス、収益、品質、災害、環境、情報セキュリティ等に係るリスクについては、リスク管理委員会を設け当社及びグループ会社についてのリスク管理規則を定め、リスク管理体制を構築する。
 - (2) 各部門の長は自部門に関するリスク管理体制を明確にし、リスク管理の状況を定期的に取締役会に報告する。
 - (3) 内部監査部門は部署ごとのリスク管理の状況を監査し、取締役会に報告する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 当社は執行役員制度を導入し、取締役会は業務執行権限を執行役員に委任し、経営の意思決定の迅速化、監督機能の強化等経営機能に専念する。
 - (2) 執行役員会は原則として毎月開催し、執行役員会規則に定める事項を決議し、その結果を取締役に報告する。
 - (3) 取締役会は定期的に開催し、取締役会規程に定める重要事項を決議する。
5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 北野建設グループ企業行動指針、リスク管理規則をグループ会社にも適用し、当社及びグループ会社の業務の適正化を図るとともに、内部通報制度についても通報窓口をグループ会社にも開放し周知することにより、当社及びグループ会社におけるコンプライアンスの実効性を確保する。
 - (2) 組織規則に基づきグループ会社管理の担当部署を置き、グループ会社の状況に応じて必要な管理を行う。
 - (3) 担当部署は、グループ会社の営業成績や重要事項について、定期的に報告を受ける。
 - (4) 担当部署は、グループ会社に重大なリスクが発生した場合は、速やかに報告を受ける体制を整える。
 - (5) グループ会社に対して、内部監査部門による監査を実施する。
6. 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
 - (1) 監査役がその職務を補助する使用人を求めた場合には、必要に応じて監査役付担当者を選任する。
 - (2) 監査役付担当者が他部署の使用人を兼務する場合には、監査役から指示を受けたときには、その業務を優先して従事するものとする。
7. 前号の使用人の取締役からの独立に関する事項
上記監査役付担当者の処遇及び評価については、事前に監査役と協議する。
8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - (1) 当社及びグループ会社の役職員は、会社に損害を及ぼす事実及び法令、定款違反が発生したときには、速やかに監査役に報告する。
 - (2) 内部通報の調査結果、リスク管理委員会、査問委員会等の活動状況を速やかに監査役に報告する。
 - (3) 重要事項の稟議書は決裁後、速やかに監査役に供覧する。
9. 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制
監査役への報告をした者に対して、解雇その他の一切の不利益が生じないことを確保する。
10. 監査役職務の遂行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役は、必要に応じて法律、会計等の専門家に相談することができ、その費用は会社が負担するものとする。
11. その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 監査役は、代表取締役、監査役人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。
 - (2) 監査役は、必要に応じて重要な会議に出席することができ、また意見を述べることができる。
 - (3) 監査役は職務の遂行に必要と判断したときは、いかなるときも取締役及び使用人ならびに会計監査人に対して報告を求めることができる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、下記に掲げる「北野建設グループ企業行動指針 6.」において、反社会的勢力に対し、毅然とした態度で臨み、反社会的行為を行わない旨を規定しております。

【北野建設グループ企業行動指針】

1. 当社グループの経営者・社員は「経営理念」「経営方針」や本「企業行動指針」を正しく理解し、周知徹底すると共に実践を行い、企業倫理の徹底を図る。
2. 適切な品質管理や先進技術の開発等を通じて、建設生産物の品質確保と向上に努め、工事の施工にあたっては安全第一主義を徹底すると共に、個人情報・顧客情報の保護に十分配慮し、消費者・顧客の満足と信頼を獲得する。
3. 事業活動にあたっては、法令・法精神、社会的規範を遵守し、社会から求められる企業の社会的責任を果たす。
4. 公正、透明、自由な競争を旨として事業活動を行うと共に、政治、行政との健全かつ正常な関係を保つ。
5. 株主はもとより、広く社会とコミュニケーションを行い、企業情報を適時・適切に開示する。
6. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、毅然とした態度で臨み、反社会的行為は行わない。
7. 国際的な事業活動においては、国際ルールや現地の法令を守り、現地の文化や慣習を尊重し、その発展に寄与する経営を行う。
8. 地域社会と良好な関係を構築し、良き企業市民として積極的に地域社会の発展に貢献するよう努める。
9. 自然保護など地球的規模における環境保全のための取り組みを推進し、良好な環境を創造するため、自主的、積極的に行動する。
10. 人権・個性を尊重すると共に安全で働きやすい健康的な職場環境を確保し、社員や家族のゆとりと豊かさの実現に努める。
11. 本指針に反するような事態が生じたときには、経営トップ自らが問題解決にあたり、原因究明、再発防止に努める。また、社会への迅速かつ的確な情報の公開と説明責任を遂行し、権限と責任を明確にした上、自らを含め厳正な処分を行う。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

【令和元年度 取締役会全体の実効性の分析・評価】

当社取締役会は、取締役会全体の実効性の分析・評価のためサーベイ(自己評価)を実施致しました。その概要は次のとおりであります。

(1) 対象者

取締役会メンバーである取締役及び監査役全員

(2) 評価項目

- ・取締役会の頻度、出席率
- ・個々のメンバーの理解度、発言、姿勢
- ・取締役会の管理・監督機能
- ・議長の姿勢、運営など

(3) 結果の概要

当社の取締役会は、適切な議事運営のもと多様な意見により建設的な議論がなされ、役割・責務を十分に果たしていることが確認されました。当社取締役会は、本サーベイの結果を踏まえ、継続的に取締役会の機能向上に取り組んで参ります。

コーポレートガバナンス体制 2020年7月現在

